

中村頌事

6-0126

0308

外事局

明治三十九年十月

伊方里領事館廢止之儀伺

伊方里領事館廢止之儀伺

明治三十九年十月中より伊方里ニシテ港に

事館を移し、中山讓治總領事ニ任じ

現今赴任候事、昨今西曆十月以來

同國都府公使館設置、河津公使

派出より、右領事館を廢止、

方可松縣勿論同國より日本と名義を

印紙勸貿易多數に候、日本高民

彼地出張者、進々増進し貿易事務

寫濟

三月一日 外務省

外務省

警副別々領事人機あり、之を

協同し、之を以て其時より、其

事館を設け、之を以て、其時より、

之際より、同國より、之を以て、

兼、之を以て、貿易の形況、著調

轉、之を以て、一二日、高民、寄

留、之を以て、之を以て、之を以

て、之を以て、之を以て、之を以

て、之を以て、之を以て、之を以

て、之を以て、之を以て、之を以

數之要右港之必以經由之地と云ふ最
要港と思ふ事既に伊方里館事
廢止一其代り馬身塞港の館事能
開設致す候

右之通可然候ハ中山讓治ハ昨
朝^を命一魯國在勤ニ著書記官
中村博愛を以馬身塞港館事^に任
從前中山讓治ハ附屬ニ書記生ハ何
能カ中村博愛ニ轉任申一其^に極可
致ト有テ右如知^也

外務省

明治七年三月三

外務省事務官

大政大臣三修實美殿

伺之趣別紙之通相達候条
此旨可相心得事

明治七年三月八日

大政大臣
臣三修
實美印

寫濟

外務省

佛國馬耳塞港領事館設置
候此旨相違候事

明治七年三月八日

太政大臣三條實美

三ノハカケニラヒヤセテ
外務省

（印）
（印）

外務省

佛國馬耳塞港ニ領事館被置
候此旨相達候事

明治七年三月八日

太政大臣三條實美

太政官

寫濟

○

任領事

外務省書記官

正六位中村博愛

右本日宣下成小條此旨及子通し也
七年三月
式部卿坊博保政

外務省中

三十八日 三月二十四日

太政官

掌録
四

四
白
林
立
日
南

[illegible]

22

三思去矣後 支路如也

中村慈事 福地新慈事、はるる任成、いふは、
佛堂あり、見、身、置、在、新、慈、事、中、村、佛
堂、より、佛、在、新、慈、事、福、地、以、て、
い、は、る、任、成、ある、由、を、い、は、れ、る、に、
つ、く、あ、る、と、い、ふ、は、あ、る、に、あ、る、
と、い、は、る、に、あ、る、と、い、は、る、

外務省

齊

よりそりて

寫濟

外務省

天佑ヲ保有シ萬世一系ノ帝祚ヲ踐ミタル
日帝國皇帝此書ヲ見ル有衆ニ宣示ス
朕佛蘭西國馬耳塞ニ領事ヲ在留セ
タルヲ必要ト慮リ茲ニ外務ニ等書
龍官中村博愛ノ勉強誠實ナルヲ信愛
シ佛蘭西國馬耳塞在留領事ニ任シ即
チ兩國ノ條約ニ從ヒ其地ニ到ル我國臣
民ノ權限及商船貨財貿易等ヲ保護
スルノ權ヲ授與ス宜ク朕力高ク體シ
其地ニ到レル我國臣民ニ警告シ此命
令ヲ遵奉セシムヘキヲ命ス故ニ佛蘭
西大統領及ヒ官民等中村博愛ノ領事
タルヲ承允シ至當ノ需ヲ為サハシ之ニ
補助ヲ與ヘラレニテ冀望ス
神武天皇即位紀元二千五百三十四年
明治七年五月五日東京官中ニ於テ
親ラ名ヲ署シテ云々ヲ鈐ス

御諱 國書

孝勅 紅襦師

外務省

6-0126

03 16

五ノリノミヨ

寫濟

天所ヲ保有ニ萬世一系ノ帝祚ヲ踐ミタル
日本國皇帝此書ヲ見ル有衆ニ宣示ス
朕香港ニ領事ヲ在留セシムルヲ必要ト處
リ茲ニ植野順一ノ明敏勉強ナルヲ信愛シ
香港在留副領事ニ任シ即チ兩國ノ條約ニ
從ヒ其地ニ到ル我國臣民ノ権理及商船
貨財貿易等ヲ保護スルノ權ヲ授與ス
宜ク朕カ旨ヲ體シ其地ニ到レル我國臣

外務省

民ニ諭告シ此命令ヲ遵奉セシムヘキヲ命ス
故ニ大不列顛愛倫ノ皇帝及軍官等植
野順一ノ副領事タルヲ承允シ至當ノ需
ヲ為サハ之ニ補助ヲ與ヘテシテ冀望ス
神武天皇即位紀元二千五百三十四年
明治七年五月五日東京官中ニ於テ
親ラ名ヲ署シ蓋ヲ鉤ス

御諱 國璽

奉勅 外務卿

第七年春

中村領事如二名持節可
相成德圖書以解之解
以中命之入以利以素
期以自給以多力也
明治七年五月廿一日
大原正四修版

太政官

七年九月



二月

任外務二等書記官 品川弥次郎

任外務二等書記官 本間信雄

任領事 外務二等書記官 中村博愛

右官等は其の任に充てられし者なり
しるしありし被官は出立後其の任に
充てられし者なり

七年九月

太政官

外務省

外務省

古風集

以公信は破達、爲す本月十番附置信本月
廿五在達、其後任恤多し、下城、一紙、額、其、即、白
及、返、郭、小、司、は、系、知、あ、る、と、り、別、今、便
心、委、任、状、及、特、送、て、未、だ、受、取、う、と、む、む、は、諸、書
し、之、に、先、般、を、手、で、内、道、書、を、右、別、次、便、う、と、む、義、
納、員、併、政、府、報、告、に、般、在、寫、公、便、報、名、義、通、知
小、司、又、こ、の、附、置、信、を、し、

文部省に於て海外留學生監督又其役を
防衛廳別冊に附し通さるべき別表
也

下し國債を以て莫伸其第三國に掛入る國
と爲り得べきは少く亦今般他一國曰かり
受かるる金銀國政府より城の諸國公便に
ハム氏より立出當一月四月より方ふ式
拾五萬元去月廿五日滿ちぬとい候事と入

布生國代糸綿條よりロベルト・ブルカニ氏 号證

相公假黃龍節于乞命以賜之命任然其是

佐世市議士役野矢亭痛懷命しその殿
知事に及べ代理の任に就く所を二院から
言申目十八日電話に之を告げて可なりと
刀

流跡藩に於て是を御姊若し不難に受取目上
 の物者管理に任じたり。何れ知ふも出仕か目
 上者御姊若し不難に受取目上

外務省

伍拾伍員後執心漢亭云自庚子年十一月至

本日吉別戎口稱し通如右推る懸隔あり小
 公儀よりよく先い直に物持者宛に檢度とある
 紙紙便后れ向うと出さすし小

存心正官口德諸者孝道大德子宣

明七年七月廿六日
在子自室中
村居
吳版

外務省

公使館

中村録ノ電報集

以高任候ハセ九月便ヲ以送ルベシ

七月廿三

外務省

在付ハ便録於テ

中村将彦殿

外務省

23rd of 7 month

To Nakamura
Care of ~~the~~ Japanese Legation
Paris France.
Letter of Credence will
be sent 29th instant
Tooshima

16.

12h

柳 師

千の草のひかり十の光
東利 電信

中村より 柳 師

我委任状ヲ直ニ送り玉へ左ナクハ
子モスル能ハズ

外務省

第...
...

宣

佛國馬耳塞在初中村博愛別荘
住居より往て馬耳塞在初中村
住居より往て馬耳塞在初中村
住居より往て馬耳塞在初中村

...

外部大臣

外務省

三
濟

乃乃乃

官記

任領事

外務省書記官六位中村博愛

太政大臣從一位三條實美宣

大内史正五位土方久元奉

明治七年三月八日

領事中村博愛

佛國馬耳塞在勤被

仰付候事

太政官

乃乃乃

外務省

右奉拜受候

正六位中村博愛

明治七年六月十三日

（表）

領事正位 中村博愛
任外務一等書記官

石本日宣下相兼々条世位及可達

式部次郎

十三年四月二日

式部次郎楊才実果

外務省

日本

此より多し本ハ可達可達可達

四二二

式部次郎

十

十

領事正六位中村博愛

任外務一等書記官

右大臣後一位岩倉具視宣

大書記官後五位巖谷修奉

明治十年四月二日

外務省

外務一等書記官中村博愛
露國公使館在勤被仰付候事

明治十年四月二日

太政官

外務省

6-0126

0330